

熊本市障がい者自立支援協議会

令和3年11月26日

熊本市 障がい保健福祉課



熊本市障がい者自立支援協議会の役割

■ 障害者総合支援法 第89条の3（協議会の設置）

- ① 関係機関等が相互の連絡を図る
- ② 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有
- ③ 関係機関等の連携の緊密化を図る
- ④ 地域の実情に応じた体制の整備



< 熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱（目的） >

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について意見を聴取する。

熊本市障がい者自立支援協議会のイメージ

本会議（年3回）

【本会議の機能】

地域の関係機関によるネットワークの構築等

各部会の進捗管理・評価（検証）

障害福祉計画策定時の意見聴取

困難事例への対応のあり方の協議

地域の社会資源の点検及び開発

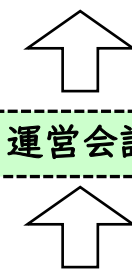
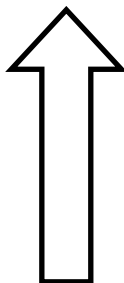
各種施策への提案
提案の施策への反映状況調査

当事者意見の積極的聴取

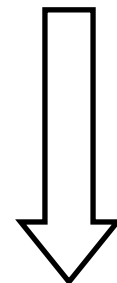
障がい者相談支援センターの中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議

地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた運用状況の検証

- 進捗状況の報告
- 困難事例の報告
- 地域的課題の提起（抽出）
- 検討結果の報告 など



運営会議



- 進捗状況の管理・評価
- 困難事例の共有・検討
- 地域的課題の対応策の検討依頼
- 検討結果の報告内容の協議・承認 など

専門部会（毎月）

就労部会

子ども部会

相談支援部会

精神障がい者
地域移行支援部会

「難病」、「発達障がい」等制度の谷間にある方に対する課題等についても各部会で取り扱う

障がい者自立支援協議会（部会）の機能

持つべき機能	内容
①情報機能	<ul style="list-style-type: none">・困難事例と地域の現状・課題等の情報共有と情報発信・困難事例への対応のあり方に対する協議
②調整機能	<ul style="list-style-type: none">・地域の関係機関によるネットワークの構築等・困難事例への対応のあり方に対する調整
③開発機能	<ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源の点検及び開発、改善・各種施策への提案、提案の施策への反映状況確認
④教育機能	<ul style="list-style-type: none">・構成員の資質向上の場として活用
⑤権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none">・当事者意見の積極的聴取
⑥評価機能	<ul style="list-style-type: none">・委託相談支援事業者の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議

本会議の進め方

■ 議事の基本的な進め方

(1) 市からの報告事項

法・制度改正や新たな取り組みの概要説明及び意見交換

(2) 各部会からの報告事項

各部会での取り組みや課題についての報告

(3) 障がい者相談支援センターからの報告事項

センターの機能強化員会議での検討事項等についての報告

(4) 意見交換

各部会、障がい者相談支援センター、委員、事務局からの提案の中からテーマを決定

(5) その他

※ 近年は事例検討については、各部会を中心として実施している

■協議会で目指す姿

障がい者等への支援について、委員同士が活発な意見交換ができる場であること

■協議会でお願いしたいこと

①尊重

お互いが尊重しあいながら、意見交換を行うこと。

意見が出しやすい雰囲気を作ること。(参加者全員が発言できること)

②対等

委員が協議会に参加する1人ひとりの構成員として、対等であること。

要望だけの場ではなく、みんなで一緒に考える場であること。

③守秘

必要に応じて、話し合いの内容については守秘義務が守られること。



各部会の取り組み (概要)

就労部会

- 平成20年度に障がい者の「地域で働きたい」を実現させることを目的に設置された。
- 毎月1回、定期開催している。(誰でも参加自由。)
- 福祉サービス事業所(相談支援, 就労移行支援, 就労継続支援A型・B型, 自立訓練, グループホームなど), 特別支援学校, ハローワーク, 障害者職業センター, 各種専門機関, 当事者会, 家族会, 医療機関, 企業など様々な方が参加している。
- 5つの班で構成。(企業就労班、ワークイノベーション班、お悩み解決班、ホットワーク班、当事者対話班)

<これまでの取り組み>

- ・就労フェアの開催(平成27年度～)
- ・企業セミナーの開催
- ・夕方ふらっと(交流会)の開催
- ・おとなりマルシェ(施設商品の販売会)の開催
- ・熊本市障がい者就労支援ガイドブックの作成
- ・熊本市障がい者サポート企業・団体の啓発、認定補助
- ・就労部会ホームページの開設
- ・情報誌「しごといく」の作成 (Vol.1～8)
- ・障がい者の就労に関するミニ研修の実施
- ・ネットラジオ放送 ～当事者の夢実現～
- など



<製作物・施策に関する提案等>

- ・熊本市障がい者就労支援ガイドブック (H23～27)
- ・はたらく・はたらきつづけるためのハンドブック (H23) ・しごといく (H24～)
- ・熊本市障がい者プラン中間見直しに対する検討結果報告 (H26)
- ・A型事業所までの道のりマップ (H26)
- ・施設プラグ (熊本市内の就労系サービス事業所情報) (H27)



2 子ども部会

- 平成20年度に障がいのある児童の支援について協議するために設置された。
- 毎月1回、定期開催している。
- 福祉サービス事業所（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援など）、障がい者相談支援センター、発達障がい者支援センター、家族会、教育機関など様々な方が参加している。
- 障がい児のライフステージ毎に3つの班で構成。
（幼児期(未就学)班、学齢期(小・中学校)班、学齢期(高校)及び情報収集班)

<これまでの取り組み>

- ・障がい児支援に関するミニ研修の実施
- ・障害児通所支援事業所向けの研修会の開催（事業所のフォローアップ）
- ・実例に基づいた事例検討
- ・余暇活動支援マップの作成（H27～）
- ・子どもプラグ（事業所の情報発信）の製作に向けた検討
- ・放課後等デイサービスに関する提案書作成
- ・震災対応及び障害福祉サービスに関する要望について協議 など

3 相談支援部会

- 平成23年度に障がい福祉にまつわる各種課題を共有し、解決に向けての検討を行う「課題解決ワーキンググループ」としてスタートし、平成25年度に正式に相談支援部会として設置。また、平成27年度以降はくらし部会を吸収合併している。
- 毎月1回、定期開催している。
- 障がい者相談支援センター、福祉サービス事業所（相談支援）が参加している。
- 平成30年度までは班体制をとっていたが、現在は班体制をとらずにグループワークを中心に、事例検討、座談会、相談支援事業者のスキルアップに向けた取組等を行っている。

<これまでの取り組み>

- ・相談支援ハンドブックの作成、更新（H26～）
- ・ヨカ余暇情報便利帳作成、更新（H24～）
- ・熊本地震に伴う障がい者戸別訪問（H28）
- ・事業所向けの各種アンケートの実施
- ・KP5000（相談プラグ・住まいプラグ）の作成、更新
- ・相談支援に関する各種研修の実施（ファシリテーター、グループスーパービジョン、担当者会議等）
- ・事例に基づいた事例検討 など

4 精神障がい者地域移行支援部会

- 平成25年度に精神障がい者の地域移行や自立を促進することを目的に、地域移行に必要な地域体制の整備や、関係機関が連携して退院に向けた支援を行うための検討をしている。
- 全体部会を年4回、その中の区毎の部会を年4回開催している。
- 精神科病院、障がい者相談支援センター、福祉サービス事業所（相談支援）が参加している。
- 令和元年度までは全体部会を毎月行っていたが、令和2年度から全体部会と区部会に分けて運営しており、情報交換や研修、事例検討を行っている。

<これまでの取り組み>

- ・退院支援ポスター及びリーフレットの作成
 - ・普及啓発研修の企画、開催
 - ・長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査報告
 - ・区毎の地域移行支援活動・連絡会の開催
 - ・地域移行支援に関する研修の開催
- など

